

様式第2号（第8条関係）

審議会等会議録

会議の名称	加須市障がい者施策推進懇話会
開催日時	令和5年12月20日（水） 午後1時15分から午後14時35分まで
開催場所	加須市役所 4階 全員協議会室
議長氏名	会長 鈴木 市郎（加須地域身体障害者福祉会会長）
出席委員	福田英幸委員、敷野清和委員、遠井正委員、小沼久義委員、 田村のぞみ委員、鈴木市郎委員、鈴木君代委員、西さち子委員、 綱川新一郎委員、瓜巢由紀子委員、村山祐一委員
欠席委員	福島祐一委員、押田和彦委員、今西高夫委員、近藤健史委員、 斉藤真委員
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 協議事項 （1）加須市障害者計画及び障害福祉計画（第7期）加須市障害児 福祉計画（第3期）（案）について （2）その他 4 閉 会
会議資料の名称	・令和5年度第2回 加須市障がい者施策推進懇話会 次第 ・第7期計画のポイント（第6期計画からの見直し点等）（資料1） ・第7期障害者計画事業一覧（資料2） ・加須市障害者計画及び障害福祉計画（第7期）加須市障害児福祉 計画（第3期）（案）（資料3）
会議の公開又は 非公開の別	公開
非公開の理由	
傍聴者の数	0人
説明者の職・氏名	障がい者福祉課長 野本 弘美 障がい者福祉課主幹 長沼 克洋
事務局職員職・氏名	福祉部長 野崎 修司 障がい者福祉課長 野本 弘美 障がい者福祉課主幹 長沼 克洋

	障がい者福祉課主幹 高橋 和夫
会議録の作成方法	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録 <input type="checkbox"/> 全文記録
その他必要な事項	手話通訳者 2名 業務委託事業所 1名

様式第3号（第8条関係）

発言者	会議の内容（発言内容、審議経過、決定事項等）
事務局	開会
鈴木会長	会長あいさつ
萩原副市長	副市長あいさつ
鈴木会長	議長として議事進行
鈴木会長	（協議事項） （1）加須市障害者計画及び障害福祉計画（第7期）加須市障害児福祉計画（第3期）（案）について、事務局より説明をお願いします。
事務局	（説明） 資料に基づき、主な内容について説明
鈴木会長	（質疑応答） 事務局からの説明を聞いて、ご質問等ございますか。
西さち子委員	（意見） 情報アクセシビリティ法が成立した説明は分かった。情報がきちんと入りやすいよう、受けやすいように法律が新しくなった。 障がい者アンケート結果では合理的配慮を知っている方はごく少ないので、それに対する対応を、小学校、中学校の福祉教育を充実させてやっていくという話が先ほどあったが、私たち聴覚障害者協会は、手話、手話教育、聴覚障がい者に関する福祉、思いやりに関することを市内のいくつかの小学校から依頼があつて、現在、行っている。私たちは無料で教育支援をやっているが、小中学校に対して予算をきちんと取るということはなかなか難しいと聞いているが、他の行政では、手話教室をやっているとも聞くので、予算をそこに組み込んでもらえればと思う。 行政としても手話を覚えて、市の受付、窓口等で挨拶やちょっとした手話ができる人、筆談がきちんとできる人が居ると分かれば安心である。それでもなかなか通じないことがあるので、最低でも手話の挨拶をする職員として、実行していただきたいと思っている。 加須市でも手話言語条例が施行されているが、それに対する予算があるのか分からない。何か取組があるのかどうかを知りたいと思っている。条例があるだけで何の取組みもないということであれば名前だけでそれではいけない。条例をせっかく作ったので、イベントや聴覚障がい者に関する情報を皆さんに広めていくというようなことが今まで全くないと思うので、そういった取組みも考えて計画していただけるのか、今日障害者計画の資料を読んだが、情報アクセシビリティ法があるが聴覚障がい者に関する内容が少ないと思った。文章、名前名称等を変えたのは分かったが、文章の見直しだけではなくてその内容、どんなことをやるのかということについても、きちんと見直して欲しいと思った。見える福祉サービスをやって欲しい。見えない

	<p>いままだと私達にはどんなことがあるのか見えないままである。社会福祉協議会が新しい場所になった（移転した）ことが、分かりにくいと感じている。福祉サービスをやっているのかそこもちょっと私達には見えないので、きちんと見えるサービスをやって欲しい。</p> <p>聴覚障がい者に対して、楽しく盛り上がっていけるようなサービスをやっていたらいいのかなと思っていたが、社会福祉協議会も福祉課も、どんなことをやっていただけるのか全く見えないので分かるようにして欲しいと思っている。市内の障がい者が、福祉サービスがすごく良くなった、市役所に行きやすくなった、社会福祉協議会に行きたくなったという話は今まで全然聞いたことがないので、そういったところも見て欲しいと思った。またこの資料も、障がい者が喜ぶ行政をお願いしたいと思う。</p>
事務局	<p>(回答)</p> <p>先ほどの学校への手話教室をやっていただいて、今無料でやっているというお話がありました。例えば、講師をお願いして、それに伴う謝金っていうことであれば予算が絡んでくることにはなりますが、実際どういう形でやっているかというのが障がい者福祉課では、把握ができてないところもあります。学校の福祉の授業の中の一環でやっているところもあると思うので、そこは事業担当課にどういう予算措置がされているのか、どういう形でなされているものなのかというのは確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>手話言語条例の関係でお話しましたが、平成31年の1月に手話言語条例が施行になりまして、そのあと、7月に、手話言語条例の基本施策等をどのように進めていくか等について、施策を推進するための方針を策定しています。その方針に基づいて、現在、手話言語条例に関する事業を進めているところです。</p> <p>予算上では、例えば今回の計画の83ページの中の(2)「コミュニケーション支援の充実」という事業が主になってきますが、まずは手話を広く広めるということもあり、そういう目的に沿った手話の通訳者、今日もお二人に手話通訳をお願いしておりますけれども、こういう登録手話通訳者を養成していくこと、それから手話が言語であるということを周知するための活動といたしましては、前計画の時に始めました「あいサポート運動」を中心に、様々な場を設定して、年に3回、それから学校さんへ呼ばれていくこともありますが、そういったところでのあいサポーター研修の中で手話を広めていく、そういった事業を行っております。</p> <p>そのほかに、細かいことですが、「電話リレーサービス」と言っていて、聴覚障がいの方が電話を使う時に、手話の通訳を介して利用することができるという電話リレーサービスの助成等、そういった細かい事業も行ってまいりますので、その辺がちょっと今回のこの計画には事細かに載せているものではないので、実際、計画を見て、何がどこに繋がっているのかというのが</p>

	<p>分かりづらいところはあるかとは思いますが、市としては、手話言語条例の施策を推進するための方針に基づき、進めているところでございます。</p>
<p>西さち子委員</p>	<p>(意見)</p> <p>行政も一緒に手話を学ぶ。学んでいくことが義務だと思う。行政もきちんと手話を学んでいくという気持ちを持つ。久喜市の場合は、市長も手話をきちんと覚えて、挨拶とかちょっとしたことはやっていると聞いた。また、埼玉県知事も手話で挨拶をしている。天皇家のお子様も手話をいろんな所でされている現状もある。</p> <p>国際手話言語というのが9月にあるが、その時に、青い光で手話は言語であるということを広めていこうという活動がある。市民に分かっていただくようにブルーライトでやるというものであるが、加須市では予算がないので、今年度はできないということであった。県内の18ヶ所で、ブルーライトで手話が言語であるということを広めた。加須市でも、騎西城をピンク色のライトで乳がんに関する啓発をしたと聞いた。手話言語のブルーライトについても予算がないということではなく、考えていただければと思った。手話は言語であるということを広めていく。また、そういったことに関する会議もないので、話し合いの場所も設けていただければと思った。</p> <p>手話通訳者の養成は市町村としてきちんとやらなければいけないことになっているので、手話派遣制度がきちんとあるので、それはそのままお願いしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>(回答)</p> <p>職員に対する手話の研修に関しては、過去に何回か手話研修を実施した実績はあります。市職員の研修については、職員課が年間計画を立てて様々な研修を行っていますが、研修計画に基づいた各種研修について、通常の業務も多忙な中で、その研修に参加できる人材・人数を調整して行わなくてはならないため、その辺は職員課と相談しながら、今後、職員に対する手話、手話の周知、啓発をどういう形で行ったらいいか、引き続き、職員課と相談しながら進めていきたいと考えています。</p> <p>それから、ブルーライトの関係ですが、9月23日が手話言語の国際デーの記念になっている日ということで、先般、西委員からもそういう情報はいただいております、市でも色々調べさせていただきましたが、国内では147自治体が、このブルーライトアップを行っているというのも存じ上げております。</p> <p>現在、市では、来年度の6年度の予算の査定をしている時期でございます。こちらについても、はっきりと申し上げられないところがありますが、担当事務局といたしましては、できることは前向きに捉えてやっていきたいという考えでおります。</p>

<p>村山祐一委員</p>	<p>(意見)</p> <p>障がい児への支援について、お願いと色々お聞きしたいことがある。</p> <p>今、各保育園で困っていることがある。それは、初めは、障がい児かどうか分からない。入ってきてから、多動、体が動かせない、言葉が出ないとか、それで初めて分かる。</p> <p>埼玉県が大変ひどい。今県内でも問題になっている。小さい子どもについては、医者から障がいの疑いがあるという認定を貰って、今まで補助金、職員を付けてその子に対応してきた。ところが、それ(補助金)を全部打ち切ってしまった。埼玉県は、それは障がい児じゃないからという理由にしている。そのため、保育現場では大変混乱が起きている。幾つかの保育園では受けていた補助金が来ないから、結局、職員配置は自腹でやらざるをえない。だから給料を上げられない。今、保育士不足で大変である。こういう状況で、そういうことがやられている。</p> <p>小さい子どもは、最初から障がい児かどうか分からない。保育所の場合は、さっき言ったように障がい児と分かったり、「うちの子は障がい児です。」ということで対応できる親がそんなに多くない。保育園に来てから色々なことが分かっていって、それで保育園で親に色々聞いたりして、この子どもは(障がい)あるというのが出てくる。こういうことへの支援をぜひ私はお願いしたいと思う。</p> <p>子ども保育の現場で、自治体が訪問保育システムというのを作って回って歩くところがある。子供の状況を観察して、「この子は通常の保育はできないから、支援をしましょう。」というのをやっているところもある。</p> <p>(親が自分の子の)障がいを認めるまでは大変である。一番いい例で言うと、小学校に上がるまでは絶対認めない。小学校に上がる時に色々言われるから、教育委員会とか。それで初めて、「しょうがないな。」となる。それまでは保育園が特別に職員を配置して対応する。その分大変な負担が出る。だから、入所の時にものすごくチェックせざるをえないところまで追い込まれている。これは幼稚園でも困っていると思う。</p> <p>こういう問題が、ここで言う「早期発見早期療育体制の充実」に関連してくるし、或いは、障がい児の家庭の支援というものもある。</p> <p>そういうところをちゃんとしないと、結局、もう面倒見れないからやめてくださいということになると、今度は家庭に入って見えなくなってしまう。</p> <p>ぜひその辺の問題を、今度新たな計画の中に、何らかの形で入れていただきたいなというのがある。</p>
<p>事務局</p>	<p>(回答)</p> <p>村山先生からのお話は前回も確か同じ内容でご意見をいただいたところです。</p> <p>障がい者福祉課で関わるお子さんは、やはり手帳を持たずに、診断書によ</p>

	<p>るサービス利用の手続きを行い、療育のサービスを提供している方がかなり多いです。逆に手帳を持つ子の方が少ないのかなという印象はあります</p> <p>そういった中で、民間であったり、市立でも、保育園に行きたいという希望があれば、当然、インクルーシブというところもありますので、そういった健常の子たちと一緒に保育を受けることによって発達が進められる部分、場面も大きくあると村山先生からもお話がありましたし、そういった機会が少なくなってしまうのはどうなのだろうかと思います。そこを、市としての制度が後押しできるのであればというふうに思っております。</p> <p>今回の計画では、はっきりそのところまでは踏み込んでおりません。65ページの(1)予防と早期の対応の充実、この中の幼児発達支援事業の中に、発達の遅れ、育児不安による支援が必要な親子を対象に、養育の育児不安や育児負担の軽減を図るための事業を行うとしています。ここはすくすく子育て相談室が担当します。</p> <p>ここと合わせまして、73ページにおいては、就学前教育・保育の充実というところで、障がいのない就学前児童が障がいのある就学前児童への理解を深め、ともに成長していけるように、保育士の加配を行うことを明記しています。この加配に対する考え方に関しては、8月の懇話会の時にこども保育課長が同席して、村山先生のお話も受けとめさせていただきました。来年度の体制は当初予算、補正予算の要求も含めて、今後どうすべきかというところを今担当課で考えているところですので、これがいつできるかということについて協議中というところでお話を受けとめさせていただいているということ、こども保育課長から伺っていますので、もうちょっとお待ちいただいて、何かできることがあればというふうに考えております。</p>
<p>小沼久義委員</p>	<p>(質問)</p> <p>教えていただきたい点が4点ある。</p> <p>一つは、私は子どもの相談業務に関わっていたことがあるが、義務教育が終わった子への行政の支援はどういうものがあるのか。</p> <p>二つ目は、文言の問題で、106ページ(6)の7行目の「障がいの有無に関わらず、全ての児童が」の部分で、この「児童」というのは、何歳から何歳までが対象か。</p> <p>三つ目は、障がい児という言葉がいつも出てくるが、こういうのは、「障がいのある子ども」という風に使うことはできないのか。</p> <p>四つ目は、106ページの数値目標に「児童発達支援センター」と書いてある。児童ということなので、おそらく6歳位から12歳位までだろうと思うが、そうではないかな。小さい子から大きい子18歳位まで対象になるのかと思うが、児童発達支援センターという看板を掲げていると、小学生しかやらないのかなと思う。中学生とか小さな子はやらないのかと思う人が居るのではないか。この児童発達支援センターという名称を国が定めているのであれ</p>

	<p>ばしようがない。このとおりに行くしかないが、名称変更というのにはできるものなのか。教えていただければありがたい。</p>
事務局	<p>(回答)</p> <p>年齢設定の考え方については、障がい者のサービス、障がい児のサービスというくくりで予算管理をしている状況がありますが、障がい児は、18歳までを対象としております。</p>
小沼久義委員	<p>(質問)</p> <p>それは0歳から18歳までということか。</p>
事務局	<p>(回答)</p> <p>はい。0歳から18歳までです。18歳の誕生日を迎えた方については基本、障がい者のサービスに移行するという考え方で、サービス提供を実施しております。</p> <p>ご意見をいただいた障がい児という表現の件につきまして、法律等の文言で障害者（障がい者）、近年は「障害」の害に漢字を使わず「がい」とひらがなで表現する場合がありますが、法律等の用語で障害者、障害児と表現している状況がございますので、私どもが資料を作成する際には、障害児（障がい児）という表現を使わせていただいております。</p> <p>市からご案内するような、そういった内容のものについては、表現を工夫する、配慮するような対応っていうのは、今後、考えていきたいというふうに、今ご意見をいただいて、思ったところがございます。</p>
小沼久義委員	<p>(質問)</p> <p>聞きたい点の二つ目106ページの「全ての児童が」の部分は、「児童」とあり「障がい児」ではない。児童というのは小学生か。</p>
事務局	<p>(回答)</p> <p>18歳までです。</p>
瓜巢由紀子委員	<p>(説明)</p> <p>児童福祉法の中で定義されている。児童は18歳までと定義されている。</p>
事務局	<p>(回答)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>私どもは、行政の色々な法律用語であるとか、国、県から来た通知に使われている事情があり、自然とこういう言葉を普通に使ってしまうところがあると思います。</p> <p>確かに、「児童」と言われると、小学生のことなのかと一般的に考えてしまう方がおられるっていうところもありますので、もし、表現の仕方をもうちょっと分かりやすく直せるようなことがあれば、例えば、先ほどの「児童」を「子ども」に直すであるとか、そういったところは検討させていただきたいと思います。</p>
鈴木会長	<p>(協議事項)</p>



	<p>次に進みたいと思いますがよろしいですか。</p> <p>次に(2)のその他について事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>(説明)</p> <p>計画策定に係る今後の予定（パブリックコメントの実施等）を説明</p>
鈴木会長	<p>(質疑応答)</p> <p>事務局から以上ということですが、委員の皆様から何かございましたらお願いします。</p>
瓜巢由紀子委員	<p>(意見)</p> <p>私は障がいの子ども達を支援しているが、法律が本当にたくさん変わってしまっていて、携わっていても分からない言葉がたくさんある。さっきの児童発達支援もそうだが、役割がそれぞれ違ったり、実際に使う人は、どこへ行けばいいのかが分からないのではないかな。</p> <p>先ほど、文言の話で小沼委員からあったが、本当に困っている人が、情報不足でつまづいてしまうことがたくさんあるのではないかなと思っている。</p> <p>障がいだけでなく高齢者もそうだが、片仮名用語も福祉にはすごく多いと思うので、考え方や支援の方法も含めて、誰もが分かりやすくすることがさっきの合理的配慮にも繋がっていくのかなと思う。</p> <p>会が終わってからの意見になるが、そういう分かりやすい表現っていうのを私もお願いしたいと思っている。</p>
西さち子委員	<p>(意見)</p> <p>障がいに関する教育を十分にお願ひしたいと思う。教育の場に鋭意生かしていただきたいと思う。</p> <p>思いやり教育ということで、小中高大学までずっと続けて教育をしていくことが一番いいと思うのでお願ひしたいと思う。</p>
村山祐一委員	<p>(意見)</p> <p>障がい教育の充実って話があったが、私達も保育インクルーシブをずっとやってきているが、大事なものは、小さい時からである。</p> <p>やっぱり、自分の発達と違った子と一緒に生活をして、また見ている、服が着れない子に服を着せるのを手伝うとか、なかなか遊べない子を連れて一緒にやるとか、大体、幼児期から小学校の低学年の間にそういう気持ちが育っていくと思う。</p> <p>だから、職員の配置をちゃんとやりインクルーシブ保育ができるようにしないと、子どもの中で、あの子は駄目だとかの排除になってしまう。そうではなく一緒にやる保育の体制が、そういう子どもを育てるってことに繋がっていると思う。</p> <p>幼児期から低学年までの保育や教育のあり方と繋がるってこともご理解いただきたいなと思っている。</p>

鈴木会長	はい、ありがとうございました。 皆様のご協力のおかげで、すべての事業、議事を終了することができました。 これで議長の役目を、解かせていただきたいと思います。
事務局	閉会の言葉を敷野副会長お願いします。
敷野副会長	閉会のあいさつ
<p>会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。(注)</p> <p>令和 5年12月27日</p> <p>署名 <u>鈴木市郎</u></p>	

(注) 特に署名を要しない審議会等については、事務局名を記入してください。